

書類の説明

《内容説明》

- ・麻薬取扱施設でなくなった場合の届出

《提出書類》

- ・残余麻薬届

《留意事項》

- ・次の場合には、免許失効等の日から15日以内に残余麻薬届を提出してください。
 - (1) 麻薬営業者の免許が失効した場合。
 - (2) 麻薬診療施設でなくなった場合。
 - (3) 開設者が死亡又は法人が解散した場合。この場合は、相続人又は精算人等が残余麻薬届出を提出してください。
- ・残余麻薬がない場合においても届出は必要です。
- ・残余麻薬については、免許失効等の事由の発生した日から起算して50日以内に廃棄又は譲渡等の手続きを行ってください。なお、麻薬を廃棄する場合又は麻薬を譲渡する場合は、麻薬廃棄届又は残余麻薬譲渡届の提出が必要となります。詳しくは、薬務行政室又は県立保健所へご相談ください。

残余麻薬届

県知事

殿

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|----------------------|--------------------|--|----|
| 麻薬 取 扱 者 | 免許の種類 | | |
| | 免許番号 | | |
| | 氏名 (法人にあつては、名称) | | |
| | 麻薬業務所 | 所在地 | |
| 名称 | | | |
| 業務(研究)の廃止または免許の失効年月日 | | 年 月 日 | |
| 届出の理由 | | <input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 残余麻薬の 品名および 数量 | 品名 | 数量 | 備考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 残余麻薬の処置 | | 1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他（具体的に記入すること。） | |

(注意) 届出者は、麻薬業務所の開設者（設置者）となること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。